■空き家調査の方法について

※H24.6 国土交通省「地方公共団体における空家調査の手引き ver.1」より抜粋

(1)調査主体・目的の違いによる調査方法やポイントの整理

	調査の目的				カラボ 古老 の杜ウ	
		対象空家 対象範囲		空家の特定	空家所有者の特定	
都道府県	空家の総体的 な把握	対象範囲内の全家	自治体全 域または 特定の区 域	・現地調査により、空家を特定することが望まれます。 ・また、市区町村と連携して調査を行うことができる場合は、市区町村が所管する情報を活用できれば、省力化・効率化が図れる可能性があります。	 対象区域内における全ての空家を対象とするため、効率的に空家所有者を特定することに利用できる様々な情報を活用することが重要です。 都道府県が活用可能な情報には限りがあるため、市区町村と連携することが望まれます。 	
	空 家 の 総 体 的 な把握	対開のの全家	自治体全域または特定の区域	・現地調査により空家を特定することが望まれますが、対象範囲が広範になる場合は、データ上で一定の空家候補を抽出し、現地調査は確認程度に留めることが考えられます。 ・関係各課が所管する情報を活用することにより、作業の省力化・効率化を図ることが有効です。 ・空家の状態を確認するための外観調査は必要に応じて実施します。	 対象区域内における全ての空家を対象とするため、効率的に空家所有者を特定する情報を活用することが重要です。 様々な情報を活用することで、より多くの空家所有者を特定することができると考えられます。 	
市区町村	空家スクの活用	利 活 用 が 可 能 な空家	自治体全 域または 特定の区 域	・現地調査により空家を特定する ことが望まれます。 ・関係各課の所管する情報を活用 することにより、現地調査での 特定作業の省力化・効率化を図 ることが有効です。 ・また、外観調査を重点的に行う ことにより、利活用の可能な空 家を把握することが求められま す。	 利活用の可能性のある空家の所有者を特定することが考えられます。 関係各課と連携を図りながら、活用可能な情報を選択して、空家所有者を特定することがポイントです。 	
	空 家 に 係 間 題解決	問あ家害犯上の問題る(・景な題の空災防観ど)	特定の区域	・現地調査により空家を特定する ことが望まれます。 ・特に老朽化して危険性が高い空 家を大力象区域において網羅的 に把握することが求められるため、関係各課の所管する様々な 情報を活用することが望まれます。 ・外観調査を重点的に行高いいたを を特定することが求めいいたのを特定するに対応性が高られたが高いのが高いのが変ます。 を特定するための基準を 観的に行ることが求めいます。 を特定するための基準を していることが望まれます。 注:住民からの通報等により、個別に特定した空家を調査する 場合も含まれます。	・老朽危険性の高い空家については、近隣へ被害が及ぶ可能性があることから、早急な対応が求められるため、対象となる空き家全ての空家所有者が特定されることが望まれます。 ・関係各課との連携を図りながら、様々な情報提供を受けて活用し、空家所有者を特定することが望まれます。	

(2)調査の目的・対象空家に応じた空き家の特定方法(目安案)

		都道府県	直府県 市区町村		
		空家の 総体的な把握	空家の 総体的な把握	空家ストックの 有効活用	空家に係る 問題解決
	①住宅地図や GIS	〇 家屋の存在の 有無を確認	〇 家屋の存在の 有無を確認	〇 家屋の存在の 有無を確認	〇 家屋の存在の 有無を確認
i) データ による空家 候補の抽出	②水道使用者 情報	△ 市区町村との 共同の場合	◎ 作業の省力化	◎ 作業の省力化	◎ 作業の省力化
	③住民票	〇 調査精度の向上	〇 調査精度の向上	〇 調査精度の向上	〇 調査精度の向上
ii)情報提 供による空	①空家に関す る情報提供 内容の反映	ム 市区町村との 共同の場合	〇 調査精度の向上	〇 調査精度の向上	〇 調査精度の向上
家候補の抽 出	②自治会への 照会	△ 市区町村との 共同の場合	〇 調査精度の向上 作業の省力化	〇 調査精度の向上 作業の省力化	〇 調査精度の向上 作業の省力化
iii)現地調 査による空	①現地調査 ※周辺環境、近隣住 民等の聞き取り など	◎ 調査精度の向上	◎ 調査精度の向上	◎ 調査精度の向上	◎ 調査精度の向上
家の特定	②外観調査	〇 必要に応じて実施	〇 必要に応じて実施	◎ 調査精度の向上	◎ 調査精度の向上

◎:実施することが有効と考られる調査

〇:実施することにより調査精度の向上・省力化が期待できる調査

△:条件により実施することが考えられる調査

※表中の記号下のコメントは、データの活用により期待できる効果や、データ活用に あたっての条件を記載している。

(3)調査地域ごとに把握可能な空き家情報の整理(住宅・土地統計調査で把握ができる情報)

	全 国	都道府県	市区	町 村
i)空家の種類 別の戸数	第1表 居住世帯の有無(9 区分)別住宅数及び建物の種類(4 区分)別住宅以外で人が居住する建物数—全国、市部、人口集中地区、都道府県 【確報集計】	第1表 居住世帯の有無 (9区分)別住宅数及び建物 の種類(4区分)別住宅以外 で人が居住する建物数— 都道府県、市部、18大都 市、人口集中地区 【確報 集計】	〇 第1表 居住世帯の有無 (8 区分)別住宅数及び住 宅以外で人が居住する建 物数—市区町村 【確報集 計】	● 第1表 居住世帯の有無 (8 区分)別住宅数及び住 宅以外で人が居住する建 物数—市区町村 【確報集 計】
ii)腐朽・破損 の有無別の空	第 27 表 空き家の種類(5 区分)、腐朽・破損の有無 (2 区分)、建て方(4 区分)、	第 23 表 空き家の種類(5 区分)、腐朽・破損の有無 (2 区分)、建て方(4 区分)、	第 22 表 空き家の種類(4 区分)、腐朽・破損の有無 (2 区分)、建て方(2 区分)、	_
家数	構造(5区分)別空き家数— 全国【確報集計】	構造(5区分)別空き家数 一都道府県, 18大都市【確 報集計】	構造 (2 区分) 別空き家数 ―市区【確報集計】	
iii)都市計画区 域の地域区分 別の空き家数	第121表 都市計画の地域区分(70区分),居住世帯の有無(4区分)別住宅数及び住宅以外で人が居住する建物数並びに世帯の種類(5区分)別世帯数及び世帯人員(防火区域(防火地域及び準防火地域)一特掲)一全国【確報集計】	第 98 表 都市計画の地域 区分(70 区分),居住世帯 の有無(4 区分)別住宅教及 び住宅以外で人が居住す る建物数並びに世帯の種 類(5 区分)別世帯教及び世 帯人員(防火区域(防火地域及び準防火地域)一特 掲)一都道府県,18 大都市 【確報集計】	_	_
iv)空き家の立 地条件	第 36 表 空き家の種類(5 区分), 敷地に接している音りの交通機関員(6 区分)・最高(12 区分)・幅積(6 区分)・幅度(7 区分)・略素での距離(12 区分)・医療機関までの距離(7 区分)・医療機関までの距離(4 区分)・公区分)・公区分)・公区分)・公区分)・経度分別・企業での距離(5 区分)・郵便局・銀空き家の企業を受力・郵便局・銀空きなかびに、一時で、日本でのより、一条でのより、一条でのより、一条でのより、一条でのより、一条でのより、一条でのより、一条でのより、一条でのより、一条でのより、一条では一条で、一条では、一条では、一条では、一条では、一条では、一条では、一	_	(1) 第6表 数地に接している道路の幅員(6 区分)・最寄りの交通機関をでの距離(12 区分)・直路を療機公園とのの距離(15 区分)・区分)・経(15 区分)・緊急が、公民区の距離(5 区分)・緊急が、それでの距離(5 区分)・郵(5 区分)・郵(5 区分)・郵(5 区分)・郵(5 区分)・郵(5 区分)・郵(5 区分)・部(5 区分)・平の地域、15 区分)・部(5 区分)・部(5 区分)・部(5 区分)・部(5 区分)・2 区分)・2 区分)・2 区分)・2 区分)・2 区分)・2 区分)・2 区分)・3 区分)・4 区分)・5 区分)・5 区分)・5 区分)・5 区分)・5 区分)・5 区分)・5 区分)・5 区分)・6 区分)・	第6表 敷地に接している道路の幅員(6 区分)・最寄りの交通機関までの距離(12 区分)・直路療機(四重での距離(12 区分)・直路療機(四面) 上の・医療機(四面) 上の・医療機(四面) 上の・原金所まで避難場大手での距離に下での距離に下での距離に下での距離に下半、一般に下の距離に下半、一般に下の距離に下半、一般に下の距離に下の銀空を影響を表示で、一般に下の距離に下の。例の一般に下の距離に下の。例の一般に下の距離に下の。例の一般に下の距離に下の銀空を影響を表示を表示。
v)建て方・構 造別の賃貸用 の空き家数	_	-	_	〇 第32表 住宅の建て方(4 区分)、構造(5 区分)別賃 貸用の空き家数―町村 【追加集計】

(4) データによる空き家候補の抽出方法

<家屋の存在情報>

①住宅地図やGIS

収録データ	○家屋の存在情報	
利用方法	〇住宅地図や GIS により家屋が存在していることを確認し、 当該家屋の利用情報と突き合わせ、存在しているが利用が されていない家屋を空家候補として抽出する。	
入 手 方 法	〇住宅地図:ゼンリンでの購入、図書館での閲覧 など 〇GIS:各自治体で所管している住宅地図相当のGISデータを活用	
利用上の利点	〇住宅地図は、全国の市区町村単位で入手することが可能。	
利用上の留意点	〇当該情報は、家屋が存在しているかを確認するための情報 可用上の留意点であり、そこから空家候補を抽出するためには、次項の家屋の利用情報との付き合わせが必要となる。	

<家屋の利用情報>

②水道使用者情報

収録データ	〇水道使用者情報(閉栓情報)	
利 用 方 法	〇水道使用者情報から閉栓している住宅を空家候補として 抽出する。	
入 手 方 法	〇水道部局へのデータ提供依頼による。	
利用上の利点	○閉栓している住宅を網羅的に把握することが可能である。○水道利用料の徴収のため、情報の更新頻度が高いと考えられる。	
利用上の留意点	〇水道の引かれていない空家は把握することができない。	

③住民票(住民基本台帳)

収録データ	〇居住の有無
利 用 方 法	○家屋の存在情報(GIS、住宅地図など)と突き合わせ、住 所の届け出がない家屋を空家候補として抽出する。
入 手 方 法	〇市民課等への提供依頼による。
利用上の利点	〇住民からの届け出があった場合に、随時更新されるため、 当該住宅の最新の情報として活用することが可能である。
利用上の留意点	〇実際には居住していても、住民登録のない場合は空家候補 として判断することとなる。しかし、そのような場合には、 更新に反映されるよう市民課等への情報提供が適当。

(5) 現地調査による空家の特定方法

①現地調査による空家の特定

調査方法	○建物外観の目視調査により、空家であることの確認を 行う。○これまでに抽出した空家候補の確認とともに、その他 の空家の有無を確認する。		
空家の判断基準 (例)	○電気メータが動いていない ○郵便受けに大量に郵便物やチラシ等がたまっている ○近隣住民からの情報 ○集合住宅の管理人等からの情報 ○外観が廃屋風(人が住んでいる気配がない) ○雨戸を締め切っている ○建物の周囲に不動産会社の「入居者募集」や「売家」 の案内看板がある ○その他〔カーテンがない、表札がない(主に戸建て)〕等		
利用上の留意点	○調査区の数や規模に応じた調査員の人工の確保が必要。 ○調査員による判断の違いがないよう、明確な判断基準 を設定することが必要。		

②外観調査による状態把握

(外観調査では、調査目的に応じて調査項目を設定します。)

調	査	方	法	○空家の状態に関する調査を行う。○空家ストックの有効活用を目的とした調査では、空家の状態を確認し活用できるか否かを明らかにする必要がある。○空家に係る問題解決を目的とした調査では、空家の老朽危険度が緊急を要するか否かを判断する必要がある。
調	査	項	目	〇調査の目的に応じて、調査項目を選択する必要がある。
利用上の留意点			意点	〇調査員によって評価や判断に違いが生じないよう、客 観的な判断基準を示す手引きを作成するなどの配慮を することが望ましい。

■現地調査項目

	周盆垻日		
目的		空家ストックの有効活用	空家に係る問題解決
対象	対象区域内の全ての空家	利活用が可能な空家	老朽危険度の高い空家
	①最寄り鉄道駅からの距	①最寄り鉄道駅からの距	①用途地域
立	離・所要時間	離・所要時間	②敷地周辺の状況
立地	②用途地域	②用途地域	
特性	③空家と所有者住所の位	③空家と所有者住所の位	
11	置関係	置関係	
	④敷地周辺の状況	④敷地周辺の状況	
	①空家類型	①空家類型	①建築年
	②建築年	②建築年	②建て方
	③建て方	③建て方	③構造
	④構造	④構造	④地上階数
	⑤地上階数	⑤地上階数	
	⑥居住室の日照	⑥居住室の日照	
	⑦駐車場の有無	⑦駐車場の有無	
建物	⑧高齢者対応型住宅の別	⑧高齢者対応型住宅の別	
個	【共同住宅】	【共同住宅】	【共同住宅】
属性	 ⑨建物名称	⑨建物名称	⑤建物名称
	⑪一棟全体の戸数	⑩一棟全体の戸数	⑥一棟全体の戸数
	⑪一棟の内の空家戸数	⑪一棟の内の空家戸数	⑦一棟の内の空家戸数
	②空家のある階数	⑩空家のある階数	⑧空家のある階数
	⑬エレベータの有無と防	⑪エレベータの有無と防	⑨エレベータの有無と防
	犯設備	犯設備	犯設備
	⑭オートロックの有無	⑭オートロックの有無	⑩オートロックの有無
	⑤空家戸数	15空家戸数	⑪空家戸数
-14.7	①敷地に接している道路	①敷地に接している道路	①敷地に接している道路
敷	の幅員	の幅員	の幅員
地条	②敷地面積・建築面積	②敷地面積・建築面積	②敷地面積・建築面積
件	③車やバイクで横付けで	③車やバイクで横付けで	
	きるか	きるか	
外	①腐朽・破損の有無(要	①腐朽・破損の有無(要	※簡易には、左記と同様
観	修理の範囲)	修理の範囲)	に設定することが考え
· 答	②敷地管理状況	②敷地管理状況	られる。
管理状況	③外壁のひび割れ等	③外壁のひび割れ等	※住宅市街地総合整備事
状	④内壁のひび割れ等	④内壁のひび割れ等	業における「(4)住宅
沈	⑤管理会社連絡先	⑤管理会社連絡先	市街地総合整備事業に
	①倒壊等の恐れ	①倒壊等の恐れ	おける「別表第2 建築
			物の老朽度等の測定基
倒			準」または、住宅地区
壊			改良法施行規則におけ
すの			る「(5)住宅地区改良
倒壊等の危険性			法施行規則における
陰			「住宅の不良度の測定
1生			基準」を参考に調査項
			目を決定することも考
			えられる。